

鳥羽市ふるさと納税促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥羽市ふるさと納税の寄附の受入拡大を目的に、鳥羽市ふるさと納税の返礼品の取扱い事業者（取扱い予定及び個人事業主等を含む。以下「事業者」という。）が実施する本市へのふるさと納税寄附の促進に要する経費の一部を補助するにあたり、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号）に定めるもののほか、鳥羽市ふるさと納税促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ふるさと納税業務の受託者（以下「受託者」という。）が、事業者の実施する次に掲げる事業を補助する事業とする。

- (1) 返礼品のプロモーションに要する事業
- (2) 返礼品の開発・改良に要する事業
- (3) 返礼品生産体制強化に要する事業

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、鳥羽市補助金等交付規則第3条に掲げる事項を市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、ふるさと納税業務の受託者とする。

(補助対象経費)

第5条 受託者が事業者に補助する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条の各号に直接要するものとし、次の表に掲げる経費とする。

区分	補助対象経費の内容（例）
報償費	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金

旅費	外部専門家に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷製本費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料
委託料	調査研究、パッケージデザイン等の委託料、試作品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費、成分分析、検査費用
原材料費	新商品の開発のために使用する原材料費
賃借料	機器リース料、土地建物等賃借料（補助事業の完了までのものに限る）等
機材購入費	返礼品の開発及び返礼品の生産強化に必要と認められる備品の購入に要する経費
土地取得費	返礼品の開発及び返礼品の生産強化に必要と認められる土地の取得に要する経費
施設整備費	返礼品の開発及び返礼品の生産強化に必要と認められる施設の整備に要する経費
施設・設備撤去費	返礼品の開発及び返礼品の生産強化に必要と認められる施設・設備の撤去に要する経費
その他	その他、新規返礼品開発・既存返礼品改良、返礼品

	のプロモーション、返礼品の生産強化等について、 市長が必要と認める経費
--	--

(補助金の額)

第6条 受託者が事業者に補助する額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業 補助対象経費から他の補助金及び補助対象事業を行うことによって得られる収入等を除いた額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は50万円のいずれか低い額
- (2) 第2条第2号に掲げる事業 補助対象経費から他の補助金及び補助対象事業を行うことによって得られる収入等を除いた額の5分の4以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100万円のいずれか低い額
- (3) 第2条第3号に掲げる事業 補助対象経費から他の補助金及び補助対象事業を行うことによって得られる収入等を除いた額の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は市長が認めた額のいずれか低い額

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。